

特定求職者雇用開発助成金 (三年以内既卒者等採用定着コース) (第 期) 支給申請書

労働局長 殿

提出・申請日 平成 年 月 日

(〒)

(〒)

事業主 所在地

代理人又は事務代理者・提出代行者 所在地

名称

名称

氏名

印

氏名

印

電話番号

標記について、次のとおり提出・申請します。

Main application form with sections ①-⑥ for business details, applicant information, and confirmation.

※事務処理欄には記入しないでください。

Administrative processing table for decision and disbursement.

提出上の注意

この特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者採用定着コース)支給申請書(以下「支給申請書」といいます。)は添付書類を添えて、対象者の雇用開始日から起算して1年経過した日(以下「第1期」といいます。)の翌日から2か月以内に、求人者の申込み又は募集を行った事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(以下「労働局」といいます。)に提出(※)してください。

中小企業事業主の場合は、第1期の他、対象者の雇用開始日から起算して1年経過する日の翌日から、雇用開始日から起算して2年経過するまでの日(以下「第2期」といいます。)、対象者の雇用開始日から起算して2年の日の翌日から、雇用開始日から起算して3年経過するまでの日(以下「第3期」といいます。)のそれぞれ翌日から2か月以内についても、第1期の申請を行った労働局に支給申請書を提出してください。但し、天災その他申請期限内に提出しなかったことについてやむを得ない理由があると認められるときは当該理由がやんだ後1月以内にその理由を記した書面を添えて労働局に提出して下さい。

(※)公共職業安定所(以下「安定所」といいます。)を経由して労働局に提出することができる場合もあります。詳細は、労働局へお問い合わせください。

記入上の注意

この支給申請書は、次の点に注意して記入してください。

- 1 「事務処理欄」には記入しないでください。
- 2 申請者が代理人の場合は、本助成金の支給に係る「事業主」欄に事業主の所在地、名称、氏名及び電話番号を記入(押印不要)し、「代理人又は事務代理人・提出代行者」欄に代理人の所在地、名称及び氏名を記入し押印してください。
また、申請者が社会保険労務士施行規則第16条に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理人の場合は、「事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記入し押印し、「代理人又は事務代理人・提出代行者」欄に代理人の所在地、名称、氏名及び電話番号を記載し押印してください。
- 3 ①欄は、対象労働者の雇入れ日時点のものを記載してください。
- 4 ②欄は、今回支給申請を行うコースに○をしてください。
- 5 ③欄は、⑤欄の対象労働者を雇用した事業所について記載してください。
- 6 ④欄のうち、
 - (1)欄は今回の支給申請を行う対象労働者について、国又は地方公共団体の助成金等の支給申請又は受給の有無及び受給した助成金等の名称を記入してください。
 - (2)欄について「はい」と回答した場合、過去に三年以内既卒者等採用定着奨励金又は特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)(以下「助成金」といいます。)の支給申請を行った労働者の支給申請コースを選択してください。
 - (3)欄については、⑤欄の対象労働者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に基づく高等学校(中等教育の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)を退学した日以降に雇用した場合に「はい」にチェックしてください。
 - (4)欄については、過去に通常の労働者(期間の定めなく直接雇用され、社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者として雇用される者(派遣業務又は請負業務に従事する者は含まない)として雇用され、引き続き1年以上雇用保険被保険者であった期間がない場合に「はい」にチェックしてください。
 - (5)欄について、事業主が⑤欄の対象労働者の雇用開始日から支給申請時まで引き続き、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定(ユースエール認定)を受けている場合、「はい」にチェックしてください。
- 7 ⑤欄は、支給申請の対象労働者について記載してください。また、年齢については、雇入れ日時点の年齢を記入してください。
- 8 ⑥欄は、支給申請の対象労働者本人が、申請書の内容を確認し署名押印してください。

添付書類

第1期の支給申請を行う場合は、支給申請書及び別添様式に次の(1)から(7)及び(9)の書類を添付してください。

第2期、第3期に係る支給申請に当たっては(4)、(5)、(8)及び(9)に掲げる書類を添付してください。

- (1) 対象労働者の雇用契約書、雇入れ通知書等労働契約について確認できる書類又はその写し
- (2) 対象労働者を雇用した際の求人票又は募集要項等、対象労働者を新規学卒者等を対象とした求人枠で募集したことが確認できる書類又はその写し
- (3) 対象労働者の卒業証明書、退学証明書、在籍期間証明書等の卒業や退学の事実及びその時期が確認できる書類又はその写し。左記の書類が無い場合は対象労働者の自筆の履歴書でも可とする
- (4) 対象労働者に係る出勤簿等支給対象期中の出勤状況が確認できる書類又はその写し
- (5) 対象労働者に対して支給対象期中に支払うべき賃金について支払ったことが確認できる賃金台帳又はその写し
- (6) ユースエール認定を受けている企業の場合、認定通知書の写し
- (7) 誓約書(既卒者等コースの場合 様式第3号の1、高校中退者コースの場合 様式第3号の2)
- (8) 第2期、第3期の支給申請に当たっては前期の支給決定通知書の写し
- (9) 支給要件を確認するに当たってその他管轄労働局長が必要と認める書類

申請にあたっての留意点

- 1 助成金は以下のイからトまでのいずれかに該当する事業主等に対しては支給されません。
 - イ 本助成金の支給に係る事業所において、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で、3年間の不支給措置がとられている事業主
 - ロ 本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第2条第4項に規定する「保険年度」をいう。)の労働保険料(同法第41条により徴収する権利が消滅しているものを除く。)を納付していない事業主(支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除く。)
 - ハ 本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反(船員に適用される労働関係法令違反を含む。)を行った事業主
 - ニ 本助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業(同条第1項第1号に該当するものに限る。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業(同条第6項第1号、第2号若しくは第3号、第7項第1号、第9項又は第10項に該当するものに限る。)等を行っている事業所において、接客業務、異性の客に接する業務、性的な行為を表す場面若しくは接触を脱いだ人の姿態を見せる業務又は性的好奇心を満たすための交際・会話を希望する者に対する音声による会話の業務に従事する者を対象労働者として助成金の支給を受けようとする事業主等
 - ホ 暴力団関係事業主(以下の(イ)又は(ロ)に該当する者をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主
事業主又は事業主の役員等(事業主が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)(イ)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)に規定する暴力団をいう。又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であるとき
 - (ロ) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主に準ずる事業主
 - a 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている事業主
 - b 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業主
 - c 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている事業主
 - d 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業主
 - ヘ 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第35条第1号に規定する倒産をいう。)している事業主(再生手続開始の申立て(民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。))又は更生手続開始の申立て(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。))を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。)
 - ト 助成金の不正受給が発覚した場合に行われる事業主名の公表等について、同意していない事業主等
- 2 労働局長が、助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。
なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提示又は提出できない場合や調査又は報告を正当な理由なく拒否する場合は、助成金の支給を行いません。
- 3 助成金の支給申請に当たって労働局に提出した書類等については、当該支給申請日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管してください。
- 4 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年5%の利息を付します。
- 5 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主については、一定期間雇用保険法に基づく助成金等の申請ができなくなります。
- 6 代理人が申請する場合にあつては、委任状(写しでも可)を添付してください。
- 7 助成金の受給に当たっては各種要件がありますので、不明な点は支給申請前に労働局にお問い合わせください。